

(表1) 水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム Cd	0.01mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全シアン CN	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛 Pb	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
六価クロム Cr6+	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
ヒ素 As	0.01mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総水銀 T-Hg	0.0005 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	フッ素 F	0.8mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	ホウ素 B	1mg/ℓ 以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。